

主な議案の概要

●平成29年度熊本市一般会計補正予算

〈通常分の主な内容〉

- 住民基本台帳システム改修経費
……………9,200万円
- 区役所窓口サービス向上経費…4,300万円
- 商店街共同施設助成事業 ……401万6千円
- 空家等対策事業……………110万円
- 平成29年台風第3号等関連経費
……………4億1,840万9千円
- 個別外部監査経費 ……………473万5千円

〈熊本地震関連分の内容〉

- 災害弔慰金支給経費……………2,000万円
- 市税還付金 ……………2億9,400万円
- 地域公民館災害復旧経費……………4,490万円
- 希望荘災害復旧関係経費……………1,183万円
- 経営体育成支援事業 ……………5億6,200万円
- 被災者住宅支援事業 ……………24億360万円
- 学校施設等災害復旧経費……………1,070万円
- 恒久住宅転居経費助成 ……4億2,000万円
- 民間賃貸住宅入居初期経費助成 ……2億円
- 住宅再建利子補給事業 ……10億9,500万円
- 高齢者住宅再建利子補給事業…8,000万円
- 災害時受援計画策定経費……………200万円
- 商店街にぎわい復興支援事業…3,100万円
- 被災マンション建替え支援経費
……………1,957万5千円

●熊本市附属機関設置条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため。

〈改正内容〉

附属機関の設置

- (1) 熊本市空家等対策協議会
- (2) 熊本市特定空家等措置審議会

●熊本市税条例の一部改正について

地方自治法及び航空機燃料譲渡税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、企業主導型保育事業等に係る固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるため。

〈改正内容〉

次に掲げる事業等に係る固定資産税等の課税標準の特例割合を定める。

- (1) 企業主導型保育事業
→当該事業に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1
- (2) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）
→当該事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1（現行2分の1）
- (3) 認定計画に基づき設置した市民緑地
→土地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2

●熊本市地域コミュニティセンター条例の一部改正について

楡木地域コミュニティセンター（北区楡木4丁目20番42号）の新設をするため。

●熊本城ホール条例の制定について

国際会議、展示会、エンターテインメント等の開催の場を提供することにより、国内外の人々の来訪や交流を促し、もって地域経済の活性化及び地域文化の発展に寄与するための熊本城ホールを設置するため。

〈主な制定内容〉

- 位 置…中央区桜町3番13
- 事 業…国際会議、展示会、エンターテインメント等の開催のための施設等の提供、これらの開催に係る情報収集及び誘致 等

○使用料

区分	使用料（消費税込）
メインホール（全面・1階部分のみ）	1時間当たり42,000円～67,200円
多目的ホール（全面・分割）	1時間当たり6,000円～25,200円
イベント・展示ホール（全面・分割）	1時間当たり18,000円～44,400円
大会議室、中会議室、小会議室	1平方メートル1時間当たり32円
応接室	1平方メートル1時間当たり40円
ホワイエ、エントランスロビー	1平方メートル1時間当たり20円
コインロッカー	1箱1回当たり100円
附属設備	30,000円～440,000円以内
イベント・展示ホールの給水設備	消費量について時価で計算した金額
屋外電源設備	消費量について時価で計算した金額

※各ホールについては、全面使用・分割使用、平日・休日等の使用区分に応じて使用料の額を設定

●熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部改正について

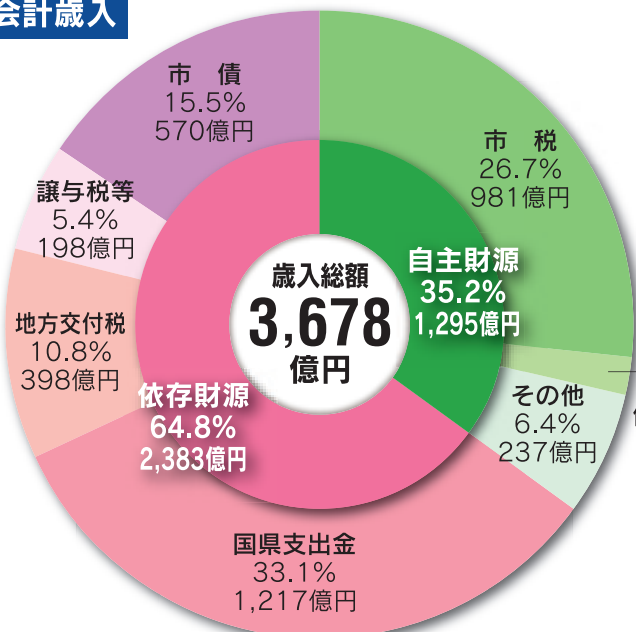
特定空家等及び管理不全な状態となっている空家外家屋に対する^{がい}応急的危険回避措置に関する事項を定めるため。

〈改正内容〉

- 1 特定空家等及び管理不全な状態となっている空家外家屋について、生命、身体、財産に^{がい}重大な損害が及ぶ危険が切迫していると認められる場合であって、所有者等による必要な措置が講じられる時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、危険回避に必要な最小限度の措置を講ずることができることとする。
- 2 前項の措置に要した費用は、所有者等から徴収できることとする。



一般会計歳入



一般会計歳出

